

京都大学複合原子力科学研究所運営委員会委員候補者・共同利用研究委員会委員
の推薦方法についての申合せ

平成 28 年 2 月 2 日 原子炉利用研究者グループ総会承認

【令和 5 年 3 月 10 日 改正】

「京都大学複合原子力科学研究所運営委員会規則」、「京都大学複合原子力科学研究所共同利用運営委員会規則」
「京都大学複合原子力科学研究所共同利用研究委員会内規」及び「京都大学複合原子力科学研究所共同利用研究
委員会委員の選考に関する申合せ」の制定に伴い、原子炉利用研究者グループとして当該委員等の推薦の方法を
次のとおり申合わせる。

1. 運営委員会委員候補者の推薦について

- (1) 原子炉利用研究者グループ（以下「利用者グループ」という。）から推薦する運営委員会委員候補者は、
物理系、化学系、工学系及び生物・医学系の各分野（以下「各系」という。）から原則として各々 1 名ずつ
合計 4 名とする。
- (2) 前号による候補者は、利用者グループに属する会員のうち大学教授（京都大学、大阪大学を除く）又は
教授相当の者とする。
 - (2-1) 候補者は再度の推薦を可とする
 - (2-2) 任期中に停年退職予定の者を候補者として推薦することは出来ない
 - (2-3) 複合研所長、複合研共同利用研究委員会委員長を候補者として推薦することはできない
- (3) 第 1 号による候補者の選出方法は、利用者グループ幹事会が 8 名（各系から各々 2 名ずつ）の候補予定
者を決め、その後、共同利用研究申請者並びに専門研究会・ワークショップの申請者及び開催責任者によ
る選挙により、各系各々で得票数が上位の者を選出し推薦する。ただし、各系で得票数が同数の場合は両
者とも候補者として推薦する。
- (4) 選挙前あるいは選挙後に候補者/当確者が辞退した場合、同じ系から得票数次点者を選出する。これは代表
幹事・総務役の了承を得て手続きを行う。

2. 共同利用研究委員会委員の推薦について

- (1) 利用者グループは、複合原子力科学研究所外の学識経験者から共同利用研究委員会委員 8 名（各系から

各々2名ずつ。京都大学所属の委員は3名以内)を推薦する。

- (2) 前号による候補者は、利用者グループに属する会員のうち、複合原子力科学研究所外の学識経験者とす
る。ただし、京都大学所属の委員は3名以内とする。
 - (2-1) 候補者は再度の推薦を可とする
 - (2-2) 任期中に停年退職予定の者を候補者として推薦することは出来ない
 - (2-3) 複合研所長、複合研共同利用研究委員会委員長を候補者として推薦することはできない
- (3) 第1号による候補者の選出方法は、利用者グループ幹事会が委員候補予定者16名（各系から各々4名ず
つ）を決め、その後会員による選挙により、各系各々で得票数が上位の者を選出し推薦する。ただし、得
票数が同数のため各系の得票数上位の者が2名を超える場合は、利用者グループ幹事会の判断により2名
の者を決定する。
- (4) 選挙前あるいは選挙後に候補者/当確者が辞退した場合、同じ系から得票数次点者を選出する。これは代
表幹事・総務役の了承を得て手続きを行う。